



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

「労働時間等見直しガイドライン」の改正

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向け、関係者の取組の促進を！

厚生労働省は3月19日、労働時間短縮や有給休暇の取得推進への事業主の取り決めを定めた「労働時間等の見直しガイドライン」の改正を公示しました。

過労死、過労自殺が過去最悪のレベルで推移しています。正社員の労働時間が2000時間前後で高止まりしている中、改正で有給取得率の目標設定をする事などを定め、4月1日から適用されます。

< 改正点 >

1. 労使が話し合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに取得率向上に向けた具体的な方策を検討すること。
2. 年次有給休暇取得率の目標設定を検討すること。
3. 計画的付与制度の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮すること。
4. 二週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討すること。

ガイドラインは、2006年に策定され、努力義務を定めたもので、強制力はありません。

2017年までに完全取得を目標としている有給休暇の取得率は、1992年～1993年の56.1%をピークに減少傾向で、2008年は47.4%となり、近年は5割を下回る水準で推移しています。非正規雇用労働者の増加で、総実労働時間は08年度で1813時間と減少傾向にありますが、正社員の労働時間は02年度から2000時間で推移しています。

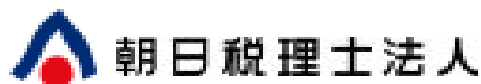
ガイドラインの改正により、すべての労働者が二週間程度の連続休暇を取得をできるように促進を図るとなっています。実際に働いていたら二週間の連続休暇はかなり難しいと思われませんが、労働基準法の改正により、年に5日を上限として、年次有給休暇が時間単位で認められるようになる等有給休暇を消化することが難しかった労働者にとっては、より柔軟な有給取得ができるようになります。

長時間労働を抑制し、労働者の健康の確保とワークライフバランス(仕事と家庭の調和)がとれた社会の実現について、この機に考えてみたいものです。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

税金Q&A



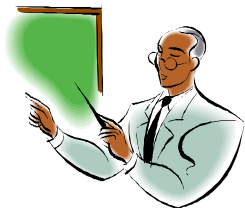
Question (平成22年度中小企業関係税制改正)

当社は資本金1億円の製造業を営む4月決算の中小企業です。
平成22年度税制改正のうち、弊社に影響がある改正はどのようなものがありますか。

Answer

平成22年度税制改正では、特定同族会社の役員給与の損金算入制限措置の廃止や、各種制度の延長など細かい改正が実施されます。御社は4月決算のため、役員給与の損金算入制限に該当する場合、影響があると思われます。

解説



【特定同族会社の役員給与の損金算入制限措置の廃止】

特殊支配同族会社が、そのオーナーに対して支給する給与の額のうち、給与所得控除分を法人段階において損金不算入とする措置が廃止されます。

二重控除の問題については、平成23年度税制改正で抜本的措置を講じると言われています。

適用時期

平成22年4月1日以後終了する事業年度において適用

【中小企業倒産防止共済制度の拡充】

連鎖倒産を防止するため中小企業倒産防止共済制度について、共済貸付金の限度額を引き上げ、これに伴い損金算入が認められる掛金の限度額が総額 320万円から800万円まで引き上げられます。

現行 … 貸付限度額3,200万円 掛金総額320万円(月額8万円)
改正 … 貸付限度額8,000万円 掛金総額800万円(月額20万円)

【中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止】

サーバーやソフトウェア等を取得した場合に一定の税額控除又は特別償却することができる情報基盤強化税制が平成22年3月31日の期限をもって廃止されます。

資本金1億円以下の中小企業者については、引き続き、情報基盤強化税制での対象設備に一部資産(総額70万円以上)が追加され、税額控除(7%)又は特別償却(30%)を受けることができます。

【各種制度の延長(2年間)】

中小企業投資促進税制の延長
中小企業者等の少額減価償却資産の特例の延長
交際費の損金不算入制度の延長と中小法人に係る損金算入の特例の延長
研究開発促進税制の延長

根拠条文等

法人税法第35条「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」(廃止)

租税特別措置法第28条,66条の11

「特定の基金に対する負担金等の損金算入(必要経費)の特例」

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 西川まで